

# 新掛金率について

組合員の皆さまが加入している共済年金(国共済)の掛金率は、本年10月(平成17年以降は9月)から毎年0.0645%ずつ引き上げられます。また、平成20年までの段階的な新掛金率は次のとおりとなります。

(単位：%)

	現 行	16年10月～	17年9月～	18年9月～	19年9月～	20年9月～
掛金率	7.19	7.2545	7.319	7.3835	7.448	7.5125

保険料率及び財政の見通しについては、年金業務懇談会及び運営審議会に提案し、審議が行われました。その経過は次のとおりです。

## 国共済連合会における検討・審議経過

- 8月3日に財務省より、「財務大臣の定める方法」の通知を受け、財政再計算を行いました。
- 財政再計算結果を、8月11日開催の第74回年金業務懇談会(事務主管者側委員5名、組合員を代表する側委員5名及び学識経験者委員3名で構成)に諮りました。
- 財政再計算結果の新保険料率などを、8月30日開催の運営審議会(事務主管者側委員8名及び組合員を代表する側委員8名で構成)の懇談会に説明しました。
- その後、8月31日開催の第75回年金業務懇談会で同懇談会のまとめ【別表】を経て、新掛金率の適用に伴う国共済連合会の定款変更案を9月13日開催の第51回運営審議会に提案しました。運営審議会委員の方から、「連合会としても今後の年金制度改革議論において、組合員、国民の立場に立った制度の確立に尽力を願う」、「新たな保険料率については、積極的な賛成とはならないが消極的了解としたい」などの意見表明がありました。原案どおり議が了されました。

## 財務大臣認可申請

国共済連合会では、第51回運営審議会の審議の結果を受け、直ちに、財務大臣に定款変更の認可申請を行っています。

なお、財務大臣の認可・官報公告等については、「KKR(平成16年10月号)」<sup>こころ</sup>でご紹介する予定です。

# ま | と | め |

[別表]

## まとめ

平成16年8月31日  
第75回年金業務懇談会

当懇談会は、本年10月が財政再計算の時期に当たることから、本問題について6月22日以降5回に亘り審議を重ねてきた。

この審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の共済年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、他の公的年金制度同様、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく持続可能な制度を確立するため、今後も適切に対応して行く必要があるとの認識で一致した。

国家公務員共済組合法及び同法施行令並びに財務大臣の定める算定方法に基づき、連合会が算定した保険料率及び財政の見通しについては、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された新掛金率は、厚生年金の保険料率の引き上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも十分考慮したものになっており、また、平成21年に地共済と同一の保険料率にするための段階的な引き上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

これまでの国共済年金の現状や財政再計算についての掲載記事等は、連合会のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

平成16年9月 発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話 03-3222-1841 <http://www.kkr.or.jp>